

Ⅲ 課税文書の作成とみなされる場合

印紙税の納税義務の成立の時は、課税文書の作成の時とされています。この課税文書の作成とは、課税文書となるべき用紙に、課税文書によって証されるべき事項を記載し、これをその文書の目的に従って行使することをいいます（12ページ：Ⅱの1(2)参照）が、次の場合には、課税文書の作成があったものとみなされます。

1 手形の作成とみなされる場合

約束手形や為替手形を、手形金額を記載しないままで振り出したり、引き受けたりした後に、手形金額が補充される場合には、その補充をした者が、その補充をした時に、手形を作成したものとみなされます（法4①）。

2 通帳等の作成とみなされる場合

通帳や判取帳（以下「通帳等」といいます。）を1年以上継続して使用する場合には、その通帳等を作成した日から1年を経過した日以後最初の付け込みをした時に、新たにそれらの通帳等が作成されたものとみなされます（法4②）。

したがって、通帳で例えると、数年間使用することとしている駐車場の使用料の受取通帳に毎月の使用料の受領事実を付け込む場合は、最初の付け込みの時に400円の印紙を貼り付け、以後1年経過するごとに新たに400円ずつ印紙を貼り付ける必要があることとなります。

3 追記等が課税文書の作成とみなされる場合

ある一の文書に、その後更に課税事項を追加して記載した場合又は通帳として使用するための付け込みをした場合には、その追記又は付け込みをした者が、その追記又は付け込みをした時に、その追記又は付け込みをした事項を記載した課税文書を新たに作成したものとみなされます（法4③）。

4 通帳等への付け込みであっても契約書等の作成とみなされる場合

通帳等に、不動産などの譲渡に関する契約書、地上権若しくは土地の賃借権の設定若しくは譲渡に関する契約書、消費貸借に関する契約書、運送に関する契約書、請負に関する契約書、又は売上代金に係る金銭又は有価証券の受取書によって証されるべき事項の付け込みがなされた場合で、その事項に係る記載金額が次のような金額となる時は、その事項については、通帳等への付け込みではなく、その事項の属する第1号、第2号又は第17号の1文書の新たな作成があったものとみなされます（法4④）。

- (1) 不動産などの譲渡に関する契約書、地上権若しくは土地の賃借権の設定若しくは譲渡に関する契約書、消費貸借に関する契約書、又は運送に関する契約書により証されるべき事項について10万円（注）を超える金額
- (2) 請負に関する契約書により証されるべき事項について100万円（注）を超える金額
- (3) 売上代金に係る金銭又は有価証券の受取書により証されるべき事項について100万円を超える金額

（注）平成26年4月1日以後に作成された文書で印紙税の軽減措置（33ページ：2(1)又は(2)参照）の適用がある契約書により証されるべき事項を付け込む場合には、(1)については50万円、(2)については200万円となります（租特法91④）。

5 国等と共同作成した課税文書について単独作成とみなされる場合

国、地方公共団体又は印紙税法別表第二に掲げる者（以下「国等」といいます。）が作成した文書は、非課税文書に該当します（法5）。

また、国等と国等以外の者とが共同して作成した文書については、次のようになります。

- (1) 国等又は公証人が保存するものは、国等以外の者が作成したものとみなされ、課税対象になります。
- (2) 国等以外の者（公証人を除きます。）が保存するものは、国等が作成したものとみなされ、非課税となります。

IV 印紙税に係る過誤納金の還付等

印紙税を納付する必要がある文書に誤って印紙を貼り付けて印紙税を納付したときや、課税文書に所定の印紙税額を超える印紙を貼り付けて印紙税を納付した場合、そのほか、税印押なつ又は印紙税納付計器の使用により納付した印紙税の還付や充当を受けようとする場合は、文書の名称、納付税額、過誤納税額などの所要事項を記載した「印紙税過誤納確認申請（兼充当請求）書」（記載例は次ページ参照）と過誤納となっている文書を、過誤納となっている文書を作成した日から5年以内にその印紙税の納税地の所轄税務署長に提出（※）し、印紙税の過誤納の事実の確認手続を経て、還付（充当）を受けることとなります（法14、令14、基通115～119）。

※ 「印紙税過誤納確認申請（兼充当請求）書」は4枚複写になっています。1枚目から3枚目を提出し、4枚目はお手元で保管してください（提出は不要です）。提出の際は、できるだけ郵送での提出をお願いします。

なお、印紙は、登録免許税の納税や国に対する各種の手数料等の納付にも用いられますが、例えば、登録免許税を納付する際、所定の税額を超える印紙を貼り付けてしまったような場合には、登録免許税法の規定により還付等を受けることとなります。

【参考】郵便局における収入印紙の交換制度

金額の異なる印紙を誤って購入してしまったような場合には、郵便局において他の印紙に交換する制度が設けられています。

郵便局の窓口において、交換する印紙と交換手数料（交換しようとする印紙1枚当たり5円の手数料）を提出して他の印紙と交換する手続が必要です（印紙をもつてする歳入金納付に関する法律3⑥、収入印紙及び自動車重量税印紙の売りさばきに関する省令8、9）。

※ 印紙を現金に交換することはできません。

※ 文書等に貼り付けた印紙の交換を郵便局に請求するため、その印紙の貼り付けが印紙税の納付のためにされたものではないことの確認を受けようとする場合には、「印紙税法第14条不適用確認請求書」と確認を受けようとする文書を、最寄りの税務署に提出し、税務署長の確認を受けることとなります。

なお、白紙、封筒又は行政機関に対する申請・届出の際に提出する申請書等に印紙を貼り付けたもので、客観的に見て課税文書ではないことが明らかな場合には、この税務署長の確認を受けることなく、郵便局で交換することができます。詳しくは、最寄りの郵便局にお尋ねください。

V 過 怠 税

印紙による納付の方法によって印紙税を納付することとなる課税文書の作成者が、その納付すべき印紙税を課税文書の作成の時までに納付しなかった場合には、その納付しなかった印紙税の額とその2倍に相当する金額との合計額（すなわち不納付税額の3倍）に相当する過怠税が徴収されることとなります（法20①）。

ただし、課税文書の作成者が所轄税務署長に対し、作成した課税文書について印紙税を納付していない旨の申出書（印紙税不納付事実申出書）を提出した場合で、その申出が印紙税についての調査があったことによりその課税文書について前記の過怠税の決定があるべきことを予知してなされたものでないときは、その過怠税は、その納付しなかった印紙税の額とその10%に相当する金額との合計額（すなわち不納付税額の1.1倍）に軽減されます（法20②）。

また、貼り付けた印紙を所定の方法によって消さなかった場合には、消されていない印紙の額面金額と同額の過怠税が徴収されることとなっています（法20③）。

なお、過怠税は、その全額が法人税の損金や所得税の必要経費には算入されませんのでご注意ください（法人税法55④一、所得税法45①三）。

印紙税過誤納確認申請(兼充当請求)書

① 印紙税法施行令第14条第1項の規定により過誤納の確認を申請します。
 印紙税法施行令第14条第4項の規定により過誤納の確認と充当を請求します。

整理番号

税務署受付印

令和5年4月20日 ② 麴町 ⑧ 税務署長 殿

住所 (〒000-0000) ③ 東京都千代田区霞が関0-0-0 電話 (03) ④ 0000 局番 0000

申請者・請求者 (フリガナ) ⑤ コクゼイケンセツ コクゼイ タロウ
氏名又は名称及び代表者氏名 ⑤ 国税建設株式会社 代表取締役 国税 太郎

個人番号又は法人番号 ⑥ 000000000000000000 (フリガナ) ⑦ 同上代理人 ⑮ ⑯

区分	⑨ 文書の名称又は呼称	⑬ 納付税額 (区分が「2」の場合のみ記載してください)	過誤納と なった理由 (その他は裏面参照)	返却 要	返却 不要
⑩ 号別	⑪ 納付年月日	⑫ 数量	⑭ 過誤納税額		
①	1 金銭消費貸借契約書	1 3 5 年 3 月 1 0 日	1 0 0 0 0 円	<input checked="" type="checkbox"/> 書損等 <input type="checkbox"/> 納付額超過 <input type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/>
②	1 工事請負契約書	2 5 年 4 月 8 日	2 5 0 0 0 円	<input type="checkbox"/> 書損等 <input checked="" type="checkbox"/> 納付額超過 <input type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/>
③				<input type="checkbox"/> 書損等 <input type="checkbox"/> 納付額超過 <input type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/>
④				<input type="checkbox"/> 書損等 <input type="checkbox"/> 納付額超過 <input type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/>
合計(数量及び過誤納税額)		6	3 5 0 0 0 円	左記充当請求金額は、令和 年 月 日付の印紙税印押なつ請求書(印紙税納付計器使用請求書)に記載した印紙税相当額に充当してください。	
⑰ 充当請求金額					
⑱ 還付金額			3 5 0 0 0 円		

⑲ 参考事項 ○納税地が上記住所と異なる場合の当該納税地(裏面参照):
○文書の返却先住所、担当連絡先: (- -)

※ 上記の過誤納の事実のとおり令和 年 月 日確認し(充当請求金額があるときは同日請求のとおり充当)しました。
なお、還付金額は、他に未納の国税等がない場合に右記お申し出の方法により還付することになりますので、後日、改めてお知らせします。
第 号
令和 年 月 日

⑳ 還付を受けようとする金融機関

1. 銀行等の現金口座に振込みを希望する場合
 銀行
 金融機関
 郵便局
 協賛
 本店・支店
 山・支所
 本所・支所

2. ゆうちょ銀行の貯金口座に振込みを希望する場合
 貯金口座の記号番号

3. 郵便局等の窓口受取りを希望する場合

口座番号 00000000

CC2-3721

【過誤納となった理由等】(⑮関係)

過誤納となった理由	内容等	
書損等	収入印紙を貼付したり納付印を押した課税文書の印紙が、用紙の書損、損傷、汚染などにより使用する見込みがなくなった場合	
納付額超過	収入印紙を貼付したり納付印を押すことにより納付した印紙税の額が、印紙税法に規定する正しい税額を超える場合	
その他	課否判定誤り	印紙税の納付の必要がない文書に誤って収入印紙を貼付したり納付印を押した場合
	二重納付	印紙税法第9条から第12条に規定する納付等の特例を受けた課税文書について、その特例方法以外の方法により相当金額の印紙税を納付した場合
	税印の取りやめ等	税印による納付の特例を受けるため、印紙税を納付したが、税印の押なつの請求をしなかった又は請求を行ったが棄却された場合
	被交付文書への押なつ	印紙税納付計器の設置者が被交付文書に対する納付印押なつの承認を受けていないにもかかわらず、交付を受けた課税文書に納付印を押した場合
納付計器の廃止等	印紙税納付計器による納付の特例を受けるため印紙税を納付したが、印紙税納付計器設置の廃止等により当該納付計器を使用しなくなった場合	

【留意事項】

① 申請理由

過誤納税額の還付請求をする場合は上段に、過誤納となった税額を税印の押なつ請求に係る納付税額又は印紙税納付計器の使用による納付税額に充当する場合は下段にチェックをします。

② 提出先（できるだけ郵送での提出をお願いします）

以下の住所等を所轄する税務署を記載します。

収入印紙を貼付した文書で、文書上作成場所が明らかなもの	当該作成場所
収入印紙を貼付した文書で、文書上作成場所が明らかでないもの	1 単独作成の場合 イ 作成者の事務所等の所在地が記載されている場合→当該所在地 ロ その他→文書作成時の作成者の住所 2 共同作成の場合 イ 作成者の所持している文書→所持している場所 ロ 作成者以外の者が所持している文書→共同作成者のうち先に記載されている者の上記1のイ又はロに掲げる場所
印紙税納付計器により納付印を押した文書	印紙税納付計器の設置場所
税印押なつ請求に係る文書	税印押なつ請求した税務署

③ 住所

個人の場合、住所を記載します。

法人の場合、本店又は主たる事務所の所在地を記載します。

④ 電話

日中に連絡のとれる電話番号を記載します。

⑤ 氏名又は名称及び代表者氏名

法人の場合、名称並びに代表者の役職名及び氏名を記載します。

なお、4枚とも署名してください。

⑥ 個人番号又は法人番号

申請者・請求者の「個人番号」又は「法人番号」を記載します。

⑦ 同上代理人

代理人が申請書を提出する場合に記載します。

※ 「印紙税申告・申請等事務代理人届出書」を提出しておく必要があります。

⑧ 区分

過誤納確認を受けようとする文書が収入印紙を貼り付けた文書、税印を押した文書又は印紙税納付計器により納付印を押した文書である場合には「1」を、それ以外の場合には「2」と記載します。

⑨ 文書の名称又は呼称

過誤納確認を受けようとする文書の名称（表題等）を記載します。

⑩ 号別（P35・36参照）

過誤納確認を受けようとする文書の印紙税法別表第一に掲げる番号を記載します。

なお、不課税文書である場合は、記載不要です。

⑪ 納付年月日

印紙を貼り付け、税印若しくは納付印を押した年（平成31年の場合は31年、令和元年の場合は1年と記載します。）月日を記載します。

⑫ 数量

過誤納確認を受けようとする文書の数量を記載します。

⑬ 納付税額

左記⑧「区分」欄に「2」と記載した場合にのみ、その税印押なつ又は印紙税納付計器使用請求するために納付した印紙税額を記載します。

⑭ 過誤納税額

過誤納となった税額を記載します。

⑮ 過誤納となった理由

該当する理由にチェックをします。選択する理由の内容等についてはP17下段参照。

⑯ 返却要・返却不要

文書の返却が必要な場合は返却要欄に、不要な場合は返却不要欄に「○」を記載します。

また、文書の返却が必要な場合で、文書の返却先が③「住所」と異なる場合には、⑲「参考事項」の文書の返却先住所、担当連絡先も記載してください。

⑰ 充当請求金額

過誤納税額のうち、充当請求する金額を記載します。

⑱ 還付金額

過誤納税額のうち、還付請求する金額を記載します。

⑲ 参考事項

印紙税の納税地が③「住所」と異なる場合、納税地を記載します。納税地は②「提出先」の区分となります。その他参考事項があれば記載します。

⑳ 還付を受けようとする金融機関

還付金額の還付を受けようとする金融機関名等を記載します。